

令和8年度の利用定員の設定について (特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業)

令和8年2月9日

令和8年度の利用定員の設定について

▼利用定員の取扱い

- ・前回の教育・保育部会で仮設定した内容も含めて改めて審議を行い、令和8年度の市の利用定員として県へ届出を行う。
- ・「第3期松山市子ども・子育て支援事業計画」で定めた「令和8年度の量の見込み(教育・保育の需要量)」に対して、「今回設定する令和8年度の利用定員数」に「令和8年4月時点で事業を実施する(見込みを含む)企業主導型保育事業の地域枠」を加えたものを「確保内容」とし、不足部分については、次年度の待機児童の状況も踏まえ、今後も保育定員の拡充を検討する。
- ・令和8年4月1日時点の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業144施設のうち、利用定員の変更を希望する施設及び事業(24施設)を除く、120施設は、令和7年度の利用定員と同数に設定する。

▼(参考)認可定員と利用定員について

- ・認可定員…施設の認可を受ける際に、面積基準や人員基準を満たす定員。
- ・利用定員…子ども・子育て支援法の確認の際に定める定員。給付費(委託費)の単価水準を決めるもの。(詳細はP7、8のとおり)

▼目次

1. 令和8年度に利用定員を変更する施設等(区域別) … P2、P3
2. 令和8年度利用定員(教育・保育給付認定区分別、施設区分別) … P4、P5
3. 令和8年度の確保内容の見込み(事業計画ベース) … P6
4. 参考… P7、P8

令和8年度の利用定員の設定について

1. 令和8年度に利用定員を変更する施設等(区域別) ★=類型変更

区域	施設 類型	園名	令和8年度利用定員						令和7年度からの増減						令和7年度利用定員								
			教育		保育			合計	教育		保育			合計	教育		保育			合計			
			1号	2号	3号		小計		1号	2号	3号		小計		1号	2号	3号		小計				
①中心部	保育所	愛媛保育園	0	57	6	27	33	90	90	0	▲ 3	▲ 4	▲ 3	▲ 7	▲ 10	▲ 10	0	60	10	30	40	100	100
	新制度幼稚園	日本基督教団 松山番町教会附属 親愛幼稚園	15	0	0	0	0	0	15	▲ 45	0	0	0	0	0	▲ 45	60	0	0	0	0	0	60
	新制度幼稚園	ロザリオ幼稚園	120	0	0	0	0	0	120	▲ 30	0	0	0	0	0	▲ 30	150	0	0	0	0	0	150
	幼保連携型認定こども園	認定こども園 さくら幼稚園	38	60	0	27	27	87	125	▲ 16	6	0	0	0	6	▲ 10	54	54	0	27	27	81	135
	幼保連携型認定こども園	認定こども園 花園幼稚園	50	130	6	24	30	160	210	▲ 55	55	0	0	0	55	0	105	75	6	24	30	105	210
	幼稚園型認定こども園	認定こども園 すみれ幼稚園	20	50	5	25	30	80	100	▲ 10	0	0	0	0	0	▲ 10	30	50	5	25	30	80	110
	小計(6施設)									▲ 156	58	▲ 4	▲ 3	▲ 7	51	▲ 105	399	239	21	106	127	366	765
③東部	新制度幼稚園	松山のぞみ幼稚園	110	0	0	0	0	0	110	▲ 20	0	0	0	0	0	▲ 20	130	0	0	0	0	0	130
	幼保連携型認定こども園	学校法人大護学園 大護さとやま認定こども園	105	111	6	63	69	180	285	▲ 45	15	0	5	5	20	▲ 25	150	96	6	58	64	160	310
	幼稚園型認定こども園	学校法人 久米幼稚園 認定こども園 久米幼稚園	75	40	0	0	0	40	115	0	10	0	0	0	10	10	75	30	0	0	0	30	105
	幼稚園型認定こども園	★認定こども園 梅花幼稚園	30	10	0	0	0	10	40	▲ 10	10	0	0	0	10	0	40	0	0	0	0	0	40
	小計(4施設)									▲ 75	35	0	5	5	40	▲ 35	395	126	6	58	64	190	585
④南部	幼保連携型認定こども園	松山認定こども園 星岡	150	276	32	64	96	372	522	▲ 30	30	0	0	0	30	0	180	246	32	64	96	342	522
	幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園 ぐたに幼稚園	40	36	3	21	24	60	100	▲ 5	0	0	0	0	0	▲ 5	45	36	3	21	24	60	105
	保育所型認定こども園	★認定こども園 南保育園	9	75	12	33	45	120	129	9	10	▲ 3	▲ 7	▲ 10	0	9	0	65	15	40	55	120	120
	保育所型認定こども園	★保育所型認定こども園 夢じやき園UKENA	3	21	6	16	22	43	46	3	21	0	3	3	24	27	0	0	6	13	19	19	19
	小計(4施設)									▲ 23	61	▲ 3	▲ 4	▲ 7	54	31	225	347	56	138	194	541	766

令和8年度の利用定員の設定について

1. 令和8年度に利用定員を変更する施設等(区域別) ★=類型変更

区域	施設 類型	園名	令和8年度利用定員						令和7年度からの増減						令和7年度利用定員								
			教育		保育			合計	教育		保育			合計	教育		保育			合計			
			1号	2号	3号		計		1号	2号	3号		計		1号	2号	3号		計				
⑤西部	幼稚園型認定こども園	★認定こども園 桃山幼稚園	240	44	0	6	6	50	290	▲ 30	44	0	6	6	50	20	270	0	0	0	270		
	幼稚園型認定こども園	★認定こども園 番町幼稚園	240	54	0	6	6	60	300	▲ 60	54	0	6	6	60	0	300	0	0	0	300		
	幼稚園型認定こども園	★認定こども園 木の実幼稚園	125	110	0	18	18	128	253	▲ 215	110	0	18	18	128	▲ 87	340	0	0	0	340		
	小計(3施設)								▲ 305	208	0	30	30	238	▲ 67	910	0	0	0	910			
⑦北部	新制度幼稚園	久枝幼稚園	120	0	0	0	0	0	120	▲ 30	0	0	0	0	0	▲ 30	150	0	0	0	150		
	事業所内保育事業小規模型 (地域型保育事業所)	おだんご	0	0	1	8	9	9	9	0	0	0	2	2	2	2	0	0	1	6	7		
	保育所型認定こども園	★認定こども園 緑ヶ浜保育園	3	30	3	17	20	50	53	3	▲ 5	▲ 2	7	5	0	3	0	35	5	10	15		
	事業所内保育事業小規模型 (地域型保育事業所)	医療法人慈孝会 福角病院 さくら保育園	0	0	0	0	0	0	0	0	▲ 1	▲ 4	▲ 5	▲ 5	▲ 5	0	0	1	4	5			
	小計(4施設)								▲ 27	▲ 5	▲ 3	5	2	▲ 3	▲ 30	150	35	7	20	27	62		
⑧北条	幼保連携型認定こども園	認定こども園 高縄幼稚園	40	39	0	12	12	51	91	▲ 50	0	0	0	0	0	▲ 50	90	39	0	12	12		
	幼稚園型認定こども園	認定こども園 あい幼稚園	35	20	0	5	5	25	60	0	4	0	1	1	5	5	35	16	0	4	4		
	小計(2施設)								▲ 50	4	0	1	1	5	▲ 45	125	55	0	16	16	71		
⑨中島	保育所型認定こども園	中島こども園	1	16	1	8	9	25	26	0	1	1	3	4	5	5	1	15	0	5	20		
	小計(1施設)								0	1	1	3	4	5	5	1	15	0	5	5	20		
合計(市内全体:24施設)									▲ 636	362	▲ 9	37	28	390	▲ 246	2,205	817	90	343	433	1,250		
																					3,455		

※②北東部と⑥北西部は利用定員の変更がないため掲載していない。

※主な利用定員減少の理由:保育士不足による受け入れ困難、申込児童数の減少

令和8年度の利用定員の設定について

2. 令和8年度利用定員

①教育・保育給付認定別

区域	教育			保育				合計 (教育+保育)	
	1号	私学助成等 幼稚園	計	2号	3号				
					0歳	1・2歳	小計		
①中心部	740	470	1,210	1,569	238	972	1,210	2,779	3,989
②北東部	257	144	401	213	27	99	126	339	740
③東部	794	0	794	695	85	395	480	1,175	1,969
④南部	1,535	960	2,495	1,024	174	539	713	1,737	4,232
⑤西部	803	315	1,118	866	84	371	455	1,321	2,439
⑥北西部	522	0	522	342	43	215	258	600	1,122
⑦北部	374	0	374	456	81	285	366	822	1,196
⑧北条	196	0	196	369	41	174	215	584	780
⑨中島	1	0	1	16	1	8	9	25	26
市内合計	5,222	1,889	7,111	5,550	774	3,058	3,832	9,382	16,493

※1号は、認定こども園及び新制度幼稚園の合計利用定員。

※太枠内が今回設定する利用定員。

※地域型保育事業での、事業所内保育事業の従業員枠は含まない。

※私学助成等幼稚園は、利用定員の設定対象外であるが、「松山市子ども・子育て支援事業計画」の確保内容に含まれるため、参考値として各区域内にある園の認可定員数の合計を記載。

令和8年度の利用定員の設定について

②施設区分別

区域	認定こども園						幼稚園			保育所						地域型保育事業					
	教育	保育					合計	教育			保育					保育			保育		
		1号	2号	3号				1号	私学助成等幼稚園	合計	2号	3号			合計	2号	3号			合計	
				0歳	1, 2歳	小計						0歳	1, 2歳	小計			0歳	1, 2歳	小計		
①中心部	605	1,012	109	462	571	1,583	2,188	135	470	605	557	83	400	483	1,040	0	46	110	156	156	
②北東部	65	61	0	14	14	75	140	192	144	336	152	24	74	98	250	0	3	16	19	19	
③東部	684	429	31	186	217	646	1,330	110	0	110	243	27	120	147	390	23	27	84	111	134	
④南部	1,215	679	103	295	398	1,077	2,292	320	960	1,280	345	49	171	220	565	0	22	73	95	95	
⑤西部	803	565	25	148	173	738	1,541	0	315	315	301	40	169	209	510	0	19	54	73	73	
⑥北西部	166	177	6	77	83	260	426	356	0	356	165	37	138	175	340	0	0	0	0	0	
⑦北部	59	188	26	96	122	310	369	315	0	315	268	43	149	192	460	0	12	40	52	52	
⑧北条	171	134	4	53	57	191	362	25	0	25	235	33	112	145	380	0	4	9	13	13	
⑨中島	1	16	1	8	9	25	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
市内合計	3,769	3,261	305	1,339	1,644	4,905	8,674	1,453	1,889	3,342	2,266	336	1,333	1,669	3,935	23	133	386	519	542	

※太枠内が今回設定する利用定員。

※地域型保育事業での、事業所内保育事業の従業員枠は含まない。

※私学助成等幼稚園は、利用定員の設定対象外であるが、「松山市子ども・子育て支援事業計画」の確保内容に含まれるため、参考値として各区域内にある園の認可定員数の合計を記載。

令和8年度の利用定員の設定について

3. 令和8年度の確保内容の見込み(事業計画ベース)

・「第3期松山市子ども・子育て支援事業計画」とおり、「確保内容」は、特定教育・保育施設等の「利用定員(私学助成等幼稚園の認可定員数含む)(P4参照)」に「企業主導型保育事業の地域枠(令和8年度見込み)」を加えたもの

▼各区域ごとの概要

区域	①令和8年度量の見込み				②令和8年度確保内容				②-①						
	教育	保育			合計	教育	保育			合計	教育	保育			合計
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	小計		1号	2号	3号	小計	
①中心部	866	1,305	963	2,268	3,134	1,210	1,623	1,347	2,970	4,180	344	318	384	702	1,046
②北東部	252	189	133	322	574	401	225	135	360	761	149	36	2	38	187
③東部	503	705	491	1,196	1,699	794	750	522	1,272	2,066	291	45	31	76	367
④南部	1,404	920	712	1,632	3,036	2,495	1,044	781	1,825	4,320	1,091	124	69	193	1,284
⑤西部	975	653	502	1,155	2,130	1,118	905	503	1,408	2,526	143	252	1	253	396
⑥北西部	302	284	195	479	781	522	342	258	600	1,122	220	58	63	121	341
⑦北部	313	499	383	882	1,195	374	456	371	827	1,201	61	▲ 43	▲ 12	▲ 55	6
⑧北条	184	291	173	464	648	196	369	215	584	780	12	78	42	120	132
⑨中島	2	12	2	14	16	1	16	9	25	26	▲ 1	4	7	11	10
市内合計	4,801	4,858	3,554	8,412	13,213	7,111	5,730	4,141	9,871	16,982	2,310	872	587	1,459	3,769

～参考～

＜利用定員について＞

「子ども・子育て支援新制度」では、教育・保育給付認定こども(1号～3号)に対する施設型給付及び地域型保育給付を法定代理受領により施設等が受けるには、市町村の確認を受ける必要がある。その確認を受ける際には、認可定員の範囲内で子どもの教育・保育給付認定区分ごとに利用定員を設定する。

～各市町村で確認を受ける施設等～

- ・特定教育・保育施設…認定こども園、幼稚園、保育所
- ・特定地域型保育事業…小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

＜利用定員を設定する上での前提事項＞

・認定こども園、保育所の利用定員は20人以上、幼稚園は最低利用定員を設けない。
(ただし、幼稚園型、地方裁量型認定こども園は、施設全体で20人以上に設定)

・認定区分(1号～3号)ごとに設定する。

{1号:3～5歳(教育を希望する子ども)、2号:3～5歳(保育を必要とする子ども)、3号:0歳と1・2歳(保育を必要とする子ども)}

・保育標準時間及び短時間の区分は行わない。

・原則として“認可定員＝利用定員”。

ただし、定員割れの場合は、利用状況を勘案し、認可定員以下の利用定員の設定が可能。定員超過の場合は、認可定員を実際の利用状況に合わせることを基本。(認可基準を満たし120%未満の弾力運用は可能)

<利用定員の設定について>

- ・施設及び事業者の意向を考慮し、最近の実利用人数の実績や今後の見込みを踏まえて設定。
- ・地方版子ども・子育て会議等(本市では「松山市子ども・子育て会議」)での意見を聴き、都道府県へ事後の届出が必要。(子ども・子育て支援法第31条第2項、第3項並びに第43条第2項)
- ・利用定員を変更する場合は、地方版子ども・子育て会議の意見を聞くことは義務付けられていない(新制度の自治体向けFAQ【第19.1版】No.104参照)が、総合的に判断していただくために審議を行う。

～参考～

<子ども・子育て支援法第31条、第43条(抄)>

第31条

- 2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならぬ。
- 3 市町村長は、第1項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めたときは、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

第43条

- 2 市町村長は、第1項の規定により特定地域型保育事業(特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第72条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならぬ。

<自治体向けFAQ【第19.1版】No.104(抄)>

定員を減少させる場合には3か月前までに施設長が市町村長に届け出ることが必要です。

なお、利用定員を変更する場合、地方版子ども・子育て会議の意見を聞くことは義務付けられていません。